



府食第771号
平成26年10月7日

農林水産大臣
西川 公也 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成26年9月11日付け26消安第3000号（以下「通知」という。）により貴省から当委員会に対し意見を求められた牛肉骨粉等（牛の部位（※）を原料として製造される牛の肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白をいう。以下同じ。）の養魚用飼料としての利用については、以下に示す理由から、牛肉骨粉等を含む養魚用飼料を摂取した魚を人が摂取した場合のリスクは無視できると考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、農林水産省は通知別紙の2に記載されている管理措置を導入することとしていることから、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。

1. 今回、牛肉骨粉等を含む養魚用飼料の原料となる牛の部位については、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②」（平成25年5月13日付け府食第374号）において、牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病発症の可能性は極めて低いと評価している。
2. 「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」（平成19年10月4日付け府食第975号）において、仮にBSEプリオンが養魚用飼料の原料に混入したとしても、これまでに得られた知見によれば、魚の腸管経由でBSEプリオンが侵入・増幅することは困難であると評価している。当該評価以降においても、魚においてBSEプリオンが増幅し伝達したことを示す科学的知見は確認されていない。

※ 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）第2条で定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位を除いた部位。